

専門家ネットワークの概要

岡山大学大学院法務研究科は、発足して2年目の法科大学院・ロースクールです。われわれのような地方のロースクールは、大都市圏の大規模校とは違う特色を打ち出さねばなりません。そこで、岡山大学ロースクールでは、地域密着型のロースクールを目標に掲げてまいりました。県人口が200万に満たず、県北には中山間地・過疎地を多く抱える岡山県の課題の一つは、いうまでもなく社会の高齢化です。そこで岡山大学ロースクールでは、医療福祉に強い法曹の養成を一つの目標としております。カリキュラムとして医事法、医学の基礎、高齢者と法などと並んで、目玉の一つとして、医療福祉研究（ネットワークセミナー）という授業を開講しております。これは、大学外のさまざまな医療福祉の専門家の方々と連携し授業を展開するとともに、地域の医療福祉の現場へ学生を連れていき実体験させることも授業内容とするユニークな試みです。

また、岡山大学ロースクールの教育のいまひとつの目標は、ビジネス分野に強い法曹を養成し地域経済のニーズに応えることです。そのため、経済法、知的財産法、税法、企業会計などをカリキュラム上に配置しております。

今日の社会は、複雑高度化し、人々のライフスタイルや価値観が常に多様化しています。そこで生ずる紛争の解決のためには、法律のルールを知っているだけではもはや不十分です。医療、福祉、経営、経済、会計、税務、行政などの専門知識やIT技術のみならず、人間心理、コミュニケーションなどに対する深い洞察も必要とされます。このような幅広い知識は、紛争の発生を未然に予防する観点からは、さらに重要なものです。そして、このことは、医療福祉やビジネスのみならず、およそ紛争全般についてあてはまることです。

そこで、岡山大学では、法務研究科の教育を支援し、専門家の協働により地域社会の紛争予防・解決に貢献するため、昨年11月7日、専門家ネットワークを立ち上げました。現在では、大学を核に、弁護士のほか、司法書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、建築士、医師・看護師、社会福祉士等の広範なネットワークが形成されつつあります。

ネットワーク立ち上げ後、さっそく12月9日には、無料相談会を開催し地域の市民の皆様提供しました。好評でしたので、この相談会を定例化すべく、第2回目は3月18日に開催し、第3回を7月に開催する予定です。

専門家ネットワークと法科大学院教育

岡山大学大学院法務研究科

松村 和 徳

1. はじめに

平成17年11月、岡山大学大学院法務研究科（法科大学院）は、「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」を組織し、立ち上げました。本学専門家ネットワークは、法科大学院教育の充実と社会奉仕を目的として掲げ、法科大学院での実務教育の柱の一つとして、また「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」のプロジェクト機関として設置する医療福祉リーガルリスク予防センターの支援母体及び法科大学院での社会貢献の活動母体として活動していくことを予定したものです。

以下では、「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」が目的として掲げた法科大学院教育の充実と社会奉仕をどのように果たしていくつもりかを中心に報告していきます。また、その過程で、岡山大学法科大学院では法科大学院教育をどのように考え、なぜ専門家ネットワークを必要としたのか、今回のシンポジウム開催の意義をどのように考えているかを報告し、午前、午後の部会への橋渡しをしたいと考えています。

2. 専門家ネットワークの必要性和期待される機能

岡山大学法科大学院がその教育方法の中核に位置づけています「専門家ネットワーク」と法科大学院教育との関係を説明していく前に、その前提とする「専門家ネットワーク」とは何か、どのようなものとして認識しているか、いわば岡山大学法科大学院の考える「専門家ネットワーク」像について概略をお話ししましょう。とりわけ、現在なぜ「専門家ネットワーク」が必要的なものであると考えたのか、そして、岡山大学法科大学院専門家ネットワークはどのような「専門家ネットワーク」像を構想したのかについてお話しすることにします。その後、この「専門家ネットワーク」像を前提に、法科大学院教育との関係、その活動計画等につきまして説明することにします。

（1）専門家ネットワークの必要性

まず、ここでいう専門家ネットワークとは何かについて、述べておきましょう。いろいろな定義づけが可能ですが、私は次のように考えています。つまり、「専門家ネットワークとは、各専門業種間の情報交換を中心としたネットワーク化ではなく、専門職業人間の組織化されたネットワークを通して、市民や企業との間において情報交流をさせながら、市民や企業が日常的に各種専門家に相談でき、さらに専門職業間の協働作業により紛争の処理・予防と社会貢献をめざす連携システム」ということです。

こうした専門家ネットワークが構想され、形成されてきた背景、つまりその必要性に関しましては、私は、主として以下の三つの要因を挙げることができると考えています。

第一に、①「社会・経済の複雑化・高度化による法化現象と複合（関連）法領域の拡大」です。つまり、社会・経済が複雑化・高度化してくると、そこで生じる紛争も複雑化・高度化してきます。そうすると従来の法システムでは十分な紛争処理ができないことになる。そこで、新たな法律の制定や法改正が必要となるのです。また、明治期からわが国の近代化にともない制定されてきた法律は、現在においてはオーバーホールを必要としています。このような状況から、わが国では、新法制定・法改正が近年ものすごい勢いでなされています。しかも、こうした近時の法化現象は、単一の法領域に及ぶだけでなく、関連する法領域の法化を伴うものです。それゆえ、関連法領域は拡大する状況になっています。その結果、従来の専門家の業務活動が変化するだけでなく、様々な業種に跨る専門知識の需要も拡大することになったのです。したがって、この需要に対応するためには、個々の専門家が新たな分野を学ぶだけでなく、他の分野の専門家との連携が重要であることが、認識されてきたと言えましょう。そして、それは新たな事業分野の開拓にもつながる。その連携のひとつの手段として浮かび上がってきたのが、専門家ネットワークです。

第二に、②「法律専門職の専門化・個別化の流れ」を挙げることができます。これは、①の要因と関連してきます。例えば、簡易裁判所での司法書士の訴訟代理権授与などの規制緩和や、法科大学院構想に代表される法曹人口の増大は、一方で顧客の選択肢拡大を生ぜしめますが、他方では生き残りを賭けた専門的に特化したサービスを生むことが予測されますし、現実にはそのシフトが進んできていると言えましょう。そして、この状況は、①で述べた複合的事案の増加を伴うと、より専門化・個別化した専門家の統合の必要が生じてくると思われるのです。そして、ここにも専門家ネットワークが考慮されてくる要因があると考えています。

第三が、③「顧客（利用者）へのサービス向上の要請」です。①、②の状況が顕在化してきたときに、問題となるのが従前の専門家連携の不備です。各種専門職業人は、独立性が強く、また活動するうえでの法律上の制約も多く、その連携は十分にとられていなかったといえましょう。また、利用者にとって複雑な事件はどこに相談に行っているのか迷うものでありました。ある相談窓口に行っても、そこでは対応できず、他を探さねばならない状況があったのです。確かに、個々の専門家は個人的にネットワークを有していました。しかし、そこには限界があったのです。ネットワーク外での連携はできず、しかもその連携は限定的です。しかし、それでは、利用者に不利益を生じさせることになる。例えば、店と駐車場の改築に際して司法書士などに相談していたが、税理士への相談が遅れたため、多く税を払うことになった事案などを聞いております。これは、連携の遅滞により、問題処理が遅滞し、顧客に損害が生じる例です。他にもこのようなことが指摘されています。それゆえ、連携の改善は、顧客（利用者）へのサービス向上にもつながる点が意識されてきました。これが③の要因です。また、連携によるサービスの改善という観点からは、ビジネスにおける専門家

の役割も重要となる。とくに、ベンチャービジネスの支援には、専門家ネットワークは欠かせないと思われます。司法ネット構想、現在の日本司法支援センター・「法テラス」構想にみられる地方でのリーガル・サービスの向上がより強く認識されるようになった点も重要です。ワンストップ・サービスも専門家ネットワーク的組織があつて初めて成り立つものと思われます。地方、とくに「ゼロワン地区」といわれる司法サービスの過疎化地域では、そもそもリーガル・サービスそれ自体が足りないのですが、それを専門家のネットワークにより改善していくべきとの認識が必要であると感じています。また、地方においては、地方産業の活性化対策が今日の緊急課題のひとつとなっています。そして、その主たる眼目は、ベンチャービジネス支援と倒産処理にあるといえましょう。③でも指摘したように、これらの課題克服には、行政の支援だけでなく、その支援を活かし、新たな段階にもっていくためには、専門家ネットワークは欠かせないとの認識が必要と考えております。

以上の専門家ネットワークに対する要請は非常に強いものと考えられるのではないかと思います。そして、専門家ネットワークには、以上の要請との関連で基本的には次の機能が期待されていると言えましょう。つまり、情報提供機能、紛争処理機能、紛争予防機能、事業等の支援・創設機能（プロデュース機能）です。

（２）専門家ネットワークの機能からみたその類型と理念型

この機能的側面から考察したとき、専門家ネットワークは、次の５つの類型に分類できるのではないかと考えています。つまり、①情報提供型、②ADR型、③プロデュース型、④個別問題特化型、⑤総合プロデュース型です。個別に説明します。

まず、①情報提供型ですが、これは、各専門家のリスト、業務内容等をネットで公表することや電話サービスなどで情報提供することを主たる業務とするネットワークです。ワンストップ・サービスを中心とする法テラス構想の情報提供サービスもこれに属すると言えましょう。

次に、②ADR型というネットワークですが、これは、紛争処理を中心に活動するネットワークです。従来から弁護士会などが設立した他業種と連携した仲裁センターはこれに該当しましょう。また最近では、市民参加型を含めた法律相談、調停を中心とした団体も存在しています。午後のパネル討議で代表の方に参加していただく、中四国ミディエーションセンター、愛媛和解支援センターは、基本的には、この類型に属すると思われます。

③プロデュース型とは、ベンチャービジネス支援など会社設立段階から積極的に関与し、予防法的機能を併せ持つネットワークです。各専門家に対する研修会や中小企業の法務相談などもこの型に入れることができます。午後のパネル討議で参加していただく、NPO法人「山形専門家ネットワーク」はこの類型に属するものと思われます。

また、④個別問題特化型というのは、例えば、PL問題、DV、介護問題など個別問題への対応を目的としたネットワークです。

最後に、⑤総合プロデュース型ネットワークというものが想定できます。今述べました①②③④をすべて備えたネットワークです。

以上、5つの類型に専門家ネットワークを分類してみました。それでは、岡山大学法科大学院専門家ネットワークは、どの類型をめざすか。今日、問題解決・処理のために、専門家ネットワークといえる専門家の連携を必要とするものには、先ほど掲げましたDV、少年事件、介護問題などが現代的問題として浮かび上がってきています。これらの問題への対応は、今日的緊急課題とも言えます。また、日本司法支援センター・「法テラス」構想にみられる「地方でのリーガル・サービスの向上」、「リーガル・サービスの質確保と向上」の要請もあります。さらには、地域の特性、紛争予防への意識の高まり、人的リソースの分配などが考慮されねばなりません。こうしたことを考慮すると、多くの問題に対応できる形態、すなわち⑤総合プロデュース型が法科大学院教育における専門家ネットワークの活用にとって探求すべき形態と考えています。岡山大学法科大学院専門家ネットワークはこの形態を目指しています。換言すれば、紛争をめぐる総合病院であり、かつ予防司法的組織たることを目指しているのです。

3. 岡山大学法科大学院における法曹教育の考え方

以上、「専門家ネットワーク」をどのようなものとして考えているかを簡単に説明いたしました。では、次にそれが法科大学院教育とどのように結びついてくるかについて説明いたしましょう。

法科大学院の目標は、「法曹育成」です。しかも、質の高い「より良い法曹」の育成です。この点は、すべての法科大学院に共通します。世間的には、新司法試験の合格者数とか合格率により大学の評価を決定する傾向は変わらないと思われます。しかし、司法制度改革の三つの柱の一つである法曹育成システムの改革となる法科大学院設置の理念は、「より良い法曹」の育成であり、岡山大学法務研究科ではそれを常に目標とすべきと考えてきました。それでは、「より良い法曹」とは、どのような法曹を意味するのでしょうか。この法曹像も、各法科大学院で異なっていると思われます。では、岡山大学法務研究科では、いかなる法曹像を描いたか。つまり、学生をどのような法曹に育成したいと考えているかという点を説明致します。岡山大学法務研究科では、『「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキャッチフレーズとし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的とし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施する。』という教育理念を掲げています。つまり、①理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施して、②人権感覚豊かな法曹を育成するという二つの課題を意識して教育システムの構築をめざしているのです¹。今回組織した専門家ネットワークは、この教育理念の実現のための重要な手段として位置づけることができます。それでは、なぜ、専門家ネットワークを活用した教育システムが必要なのでしょう。この点についてまず説明することにします。以下では、上述した二つの課題（①理論と実務の架橋を強く意識した教育の実践と②人権感覚豊かな法曹の育成）に則して説明することにします。

(1)「理論と実務の架橋」と専門家ネットワーク

まず、①理論と実務の架橋を強く意識した教育の実践という点から見てみましょう。法科大学院教育においては、「理論と実務の架橋」が求められています²。「理論と実務の架橋」は、法科大学院の教育理念でもあり、要請されている最重要課題でもあるわけです³。しかし、これをどのように図るかについては、必ずしも明確ではありません。それは、各法科大学院に委ねられており、各法科大学院は、試行錯誤のなかで理論と実務を架橋する教育システムの構築をめざしていると言えます。岡山大学法科大学院もこの教育システム構築のために様々な試みを展開しています。そして、このシステムの中核となる組織として立ち上げましたのが「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」です。以下では、岡山大学法科大学院がこの教育システム確立についてどのような考え方を採っているか、そして、この教育のために専門家ネットワークはどのような役割を担うのかを紹介しましょう。

(A)「理論と実務の架橋」をめざした教育方法

岡山大学法科大学院もこの教育システム確立のために様々な試みを展開しています。まず、その試みのいくつかを紹介します。

まずひとつ目は、我々が「共同授業方式」と呼ぶ方法です。例えば、公法、民事法、刑事法の各法分野で、教育内容・教材作成・教育方法について、法律実務家教員と研究者教員が共同で検討する機会を設けて、相互理解を深め、情報等の交換を行いつつ、その成果を共同授業として実施する方法を採用しています。ここでは、成績評価も共同で行います。この協働作業方式は、教員間の自己研鑽にもつながり、岡山大学法務研究科におけるFD活動の中心ともなっています。

次に、「科目横断的授業方式」とよぶ方法を採用しています。科目横断的な授業を実施することで「理論と実務の架橋」を図ろうともしています。つまり、いくつかの題材を各分野の科目で教材として使用し、各科目ではその分野の視点から授業をし、その後その事案について法律実務家を加えた検討会で総合的に議論する教育方法です。具体的には、例えば、隣人訴訟につき、民法、民事訴訟法、民事法実務演習、憲法、行政法、刑法、法社会学、法と心理学、裁判外紛争処理制度論などの授業で取り上げ、最終的にはネットワーク・セミナーを開催し、法律実務家を含めてその問題点、解決方法等を議論することで総合的判断能力の育成を目指す方法です。ただ、この方式は、共通のテーマをどのように構成するかという難しい問題が残っています。

第三が、「臨床的授業方式」です。研究者教員も加わったシミュレーション教育とクリニック等の実務実習を連動させた実務教育において、理論と実務の架橋を実践していこうという教育方式です。生の事件を題材にして、それを理論的のみならず、実践的に分析、検討する過程を通して教育する方法です。

(B) 専門家の協働体制の必要性

このように、法律実務家教員と研究者教員が原則的に共同で授業を実施する方式を岡山大学

法科大学院では採用しています。これは、一般的には、基本的取り組み方と思われます。しかし、果たして、法律実務家教員と研究者教員だけで「理論と実務の架橋」をめざす教育はうまくいくかという疑問がないわけではありません。といいいますのは、社会紛争の解決という視点からすれば、現実の紛争は法律問題だけでなく、様々な問題が立体的に絡み合っており、法的解決だけでなく、他の解決案も要請されているといえるからです。理論と実務の架橋をめざす教育もこうした認識の下に考えていく必要があるのではないかと、したがって、学生を法曹として育成していくためには、そのような総合的判断能力を育成することが不可欠になるのではないかと、そして、かかる取り組みこそが「理論と実務の架橋」にとって不可欠のものと考えられるのではなかろうかというのが、岡山大学法科大学院のこの問題に対する出発点であります。そのことから、「理論と実務の架橋」は、「研究者と実務専門家の協働の下でしか成り立たず、しかも法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要である」との認識を確立すべきではないかと考えました。そして、かかる認識に基づく場合、どのような形で「理論と実務の架橋」を図る法科大学院教育をなすべきかが問われることになるかと思われます。本専門家ネットワークは、この問いに対する一つの回答を提示するものです。つまり、そのような認識に基づく場合には、外部の専門家にも教育プログラムに参加してもらい⁴、協働して個々の案件に総合的な分析・検討を行い、学生、教員スタッフと共に理論的・実務的対処を実施していく方向がまず考えられると考えたのです。そして、このような考察に立つとき、その実現の手段として想定したのが、「専門家ネットワーク」の活用です。

(2) 「人権感覚豊かな法曹育成」と専門家ネットワーク

(A) 「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」の意味

つぎに、②人権感覚豊かな法曹の育成という観点から見てみます。法科大学院の目標が「法曹育成」であり、しかも、質の高い「より良い法曹」の育成であることはすでに述べました。岡山大学法務研究科が描いた法曹像は、『「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹」、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹』です。このことをもう少しわかりやすく言いますと、依頼人の苦しみや悲しみを感じ取り、依頼人とともに紛争を適正に処理する能力を有する法曹の育成を目指しているのです。では、どのような方法でかかる能力を涵養するか。この問題に対して、我々が試みたのは、イ) 実務教育の重視と、ロ) 重点的教育領域の設定です。

(B) 実務教育の重視

まず、イ) 実務教育の重視について説明いたしましょう。実務教育の中で、我々がとくに重視しているのは、法曹倫理教育と実務実習教育⁵です。では、なぜこの教育を重視したかといえ、次の2点を挙げることができます。

まず着目したのが、実務実習を通した「学生への教育効果」です。とくに、我々が実務教育の

総仕上げとして位置づける「クリニック」、「エクスターンシップ」という実務実習科目は、学生が依頼人と直接接触する、つまり、生の事件と真剣に向き合うことになる授業です。こうした生の事件に取り組むことにより、期待される効用として以下の点を掲げることができましょう。すなわち、①より実践的な事案分析能力の涵養、つまり法的分析・事実認定能力の育成に実効的である点（理論と実務の架橋にもつながります）、②学生が自己の有する専門知識及びその応用力に対する現状を認識することにより、学生の勉学意欲、向上力の喚起または刺激・動機づけとなる点、③依頼人と直接向きあうことにより、コミュニケーションの重要性への認識を得させることができる点、④生の事件を通して依頼人の苦しみや悲しみを実感することによっての、人権感覚を向上させることができる点、このことは、法曹としての責任感・倫理観の涵養につながると考えています。⑤社会奉仕（プロボノ活動）への意識を高めること及びその動機づけとなる点です。

第二に、「専門職大学院としての責務」からです。法科大学院では、現在の司法研修所の前期課程を教育プログラムに取り入れることを義務づけられてもいます。この点が従来の法学部教育と根本的に異なるところであり、この教育責任は重大といえましょう。また、近時は、専門家に対する倫理観、責任感が強く問われている時代といえましょう。耐震強度偽装問題など世間をにぎわしているニュースの多くで、専門家の倫理観、責任感が強く問われています。専門職大学院として倫理観、責任感がある専門家を育成することは当然の責務といえましょう。法科大学院では法曹倫理を必修科目としています。しかし、講壇での議論だけではそうした倫理観、責任感の涵養は実効的ではありません。やはり、現実を通して感じ、考え、そして身についていくものと思われまふ。

以上のような認識から、実務教育を重視していくことになったのですが、次にどのような方法でこの実務教育を実施するか、しかも、より効率的かつ有効な教育システムは何かが問題となってくるわけです。そこで、構想されたのが、附属法律事務所の設置⁶と専門家ネットワークを活用した教育システムです。そして、「人権感覚豊かな法曹育成」という観点から重視したのは、「地域貢献・社会奉仕」という観点です。実務教育が社会奉仕などの公共活動への意識を高める点にその目標を置いている関係で、学生及び教員にそうした意識を有してもらい、あるいはその動機づけになる仕組みを考える必要がでてきます。そして、そのことは岡山大学法務研究科の教育理念とも重なり、さらには、岡山大学自体としても目標として掲げる地域貢献にもつながる。かかる活動の拠点という意味で専門家ネットワーク構想がでてくるわけです。この構想は、これまで研究のみに目が向いていた教員の多様な専門知識を外に向かって発信し、地域社会に貢献するよい機会となりうるとも考えました。つまり、法学系の産学連携版として、大学の有する高度で多様な法的リソースを結びつけることで、これまで実現されなかった総合的なリーガル・サービスの提供が可能となるのではないかと考えたわけです。そして、この点をより拡充していこうと考えたときに、本専門家ネットワークは、将来的にADR機関としての認証を得ることを視野に入

れて、大学と地域専門職（実務界）との交流を深め、その中で一層の地域への貢献を果たしていきたいとの構想がでてくるわけです。今回のシンポジウム、とくに午後の第二で議論する予定の民間ADRの認証がシンポジウムのテーマとなったのはこのような理由からでもあります。

（C）重点的教育領域の設定

次に、ロ）重点的教育領域の設定という観点から「人権感覚豊かな法曹育成」に対する我々の考え方を説明いたします。岡山大学法務研究科では重点教育分野として設置当初から「医療・福祉に関する法分野」を掲げてきました⁷。住民に身近なかつ重要な生活問題の一つである医療・福祉の分野で、学生の法曹としての能力を向上させ、かつ人々の悩みを十分に理解できる血の通ったバランス感覚のある法律家に学生を育成していくことを目的としています。つまり、医療・福祉分野での専門知識を有した法曹を育成すると同時に「人権感覚豊かな法曹」の育成を目的としているのです。この分野を重点教育分野としたのは、すでに述べましたように、岡山大学法科大学院が「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキャッチフレーズとし、人権感覚豊かでかつ信頼される法曹の育成を目的としている点にあります。地域との関連性を重視するのです。こうした趣旨から、岡山大学法務研究科では地域性に焦点を当てた取り組みを行うことにしました。とりわけ、専門的知識が要求され、地方での対応が遅れていると思われる領域として医療問題や福祉問題を扱う領域に焦点を当てたのです。

さらに、平成16年度に、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」からの助成が決定し、この分野について多角連携型医療福祉ネットワークによる実践的教育プログラムの確立を目的とするプロジェクトに着手することになりました（詳細は、本誌21頁以下の参考資料「多角連携型医療福祉ネットワークによる実践的教育」を参照のこと）。このシンポジウムは、その事業成果の一部でもあります。このプロジェクトでは、医療福祉リーガルリスク予防センターを法科大学院内に設置し、専門家ネットワークを活用して、医療・福祉関係の紛争や訴訟を題材とする法曹教育を多角的かつ総合的に実施していこうとするものです。また、このプロジェクトでは、最新の動向に対応すべく第一線で活躍する識者の招聘や学生の医療福祉の現場派遣を行い、学生の自主的学習を支援する一方、セミナーを通して得られた情報・知見をデータベース化し、関連科目教材としてフィードバックすることなどを考えています。

この実践的教育システムを構築していくために、このプロジェクトは以下のような基本認識を基礎としています。すなわち、第一に、医療・福祉分野における紛争処理の局面では、クライアントの目線に立った適切なアドバイスができる人材が不足しているという点が問題となっていること、つまり、当事者の希望に沿った解決策を提示できる人材が不足しているという認識です。第二に、こうした人材を得るためには、医療・福祉の現場を理解することが必要不可欠であるということです。第三に、医療・福祉サービスは極めて多様でありかつ日々変化しているので、法律だけの知識では十分な対応はできず、むしろ法律以外の最新専門知識の習得が不可欠であり、

依頼人の悩みを的確につかみ出し、総合的に解決する能力が必要だという認識です。

このような基本認識に立ち、このプロジェクトは、住民に身近なかつ重要な生活問題の一つである医療・福祉の分野で専門知識を有した法曹を育成すると同時に「人権感覚豊かな法曹」の育成を目指しているのです。この教育プロジェクトの中核となる授業科目は、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」です。これは、地域に根ざした法曹教育を充実させるために、とくに医療・福祉系科目群に関して、法以外の分野を含む地域の多様な実務家と大学教員が、ネットワークを構築し、共同で「医療福祉研究」セミナーを主宰して、学生の教育にあたる授業科目です。ネットワーク・セミナーでは、地域実務における法的問題の発見と理論的・実務的対処について、実務家と研究者が協働し、教育のみならず地域における法学研究の核としても高い機能を果たすことを目的としています。この医療福祉ネットワーク・セミナーをより実践的かつ効率的に運用し、学生に対する教育効果を高めるために、構築の必要があったのが、関係分野の専門家からなるネットワークの形成とその協力システムです。本専門家ネットワークの一部門はこれに特化したものです。本シンポジウムの午前の部は、この分野の中で福祉分野を対象としたものです。

4. 専門家ネットワークの活動内容

以上、専門家ネットワークの必要性及び岡山大学法科大学院でのその活用の必要性を報告してきました。それでは次に、開設した「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」の活動内容と現在の活動状況⁸を簡単に紹介致します。

(1) 目的

目的につきましては、すでに述べましたように、岡山大学法科大学院における実務教育・研究の発展を図る活動および専門職業人と研究者を含むネットワークを活用した専門家の協働による地域社会の紛争予防・処理の推進を図る活動などを通して、より良い法曹育成と地域の発展に貢献することを目的としています。

(2) 活動の内容の現状報告

この目的に則して、以下の活動を予定し、一部すでに実施しております。

(A) 岡山大学大学院法務研究科における実務教育・研究の発展を図る活動

より良い法曹育成をめざして、岡山大学法務研究科での専門家ネットワークを活用した具体的な教育活動としては、以下の点を考えています。

- ①授業科目「ロイヤリング・クリニック」への協力……クリニック事案の電子カルテ作成に際しての意見及び議論への参加が中心になります。
- ②ロールプレイ教材提供の協力……専門家による教材資料提供、無料法律相談会などを通して

の教材作成に協力して頂きます。

③法律基礎科目における専門的知見の提供……各専門科目において授業に参加していただき専門的知見の提供をお願いします。例えば、民事訴訟法の授業で境界画定紛争を取り扱う場合に、土地家屋調査士の方々に授業に参加していただき、紛争の実態などを話して頂くなどを考えています。

④授業科目「ネットワーク・セミナー」への参加……この点は医療福祉関係の本誌24頁以下参照。

⑤エクスターンシップへの協力

(B) ネットワークを活用した専門家の協働による地域社会の紛争予防・処理の推進を図る活動

この関係で力を入れているのが「無料(法律)相談会」の開催です。これは、「社会奉仕・公共活動」という本専門家ネットワークの目的からの活動です。平成17年12月に第一回相談会を開催致しました。本年3月18日に第2回無料相談会を開催する予定で、基本的に3ヶ月に1回の割合で開催していく予定です。この活動の特色としては、①対応可能な分野を特定し、より専門的な知識の提供(例えば、土地境界紛争、建築紛争、税金関係紛争、介護問題など)、②紛争処理だけでなく、紛争予防も視野にいたしたもの、③中立・公平性を堅持と大学のリソースを活用した総合的サービス提供をあげることができます。この関係で、より安定した形でサービス提供ができるように、所属する専門家によるネットワークを活用した民間ADR機関の設立をめざしています。

(C) 専門職業人による社会教育の促進を図る活動

その他には、地域貢献という観点から、法曹教育だけにとどまらず、生涯教育や社会教育、さらに専門家の再教育の場も提供していこうと考えております。例えば、①一般市民参加型ADR構築のための研修・講座の実施、②行政、企業等における職員研修等への講師派遣、③調停技法等の研究会の開催などです。

5 専門家ネットワークのADR化

このように、岡山大学法科大学院では専門家ネットワークを活用した法曹教育の充実と社会貢献をめざしています。そして、今後の方針のひとつとして、専門家ネットワークの認証ADR化⁹を考えています。つまり、本学専門家ネットワークは、将来的にADR機関としての認証を得ることを視野に入れて、大学と地域専門職(実務界)との交流を深め、その中で一層の地域への貢献を果たしたいと考えています。では、なぜADR化なのか。こうした問いが生じるかと思います。この点につきましては、次のような要因から我々はADR化を考えていると言うことができます。

(1) 教育関与の組織としての安心度(責任)の要請

まず、教育システムに専門家ネットワークを組み入れ、学生に関与させることにより、より実践的な教育と公共意識の涵養をめざすわけですが、こうした学生に関与させるためには、その組織自

体がきちんとしたものであることが不可欠です。ADRの認証を受けるためには、秘密保持義務や苦情に対する処理方策など実務教育に不可欠な要因と重なり合う部分が要件となっています。学生を関与させる以上、そのような組織体制をとることが不可欠であり、かつ安心にもつながります。そして、認証はそうした学生の教育体制への信頼を担保し、また何より運営する我々自体の責任感を高めるためにも必要と考えたのです。

② 地方における組織としての認知度、信頼度の確保

第二に、地方特有の要因かもしれませんが、組織に対する認知度、信頼度が地域で活動する要因として極めて重要であるという点です。地方における利用者の意識としては、「名」が重視される傾向にあります。つまり、その組織に対する認知、信頼が確保されなければ、組織としてまったく利用されないこととなります。この点、ADR認証を得ることで、この認知度、信頼度はある程度確保されることになると予測できるのです。

③ 地域貢献の実効性の向上

ADR機関として認証をめざす第三の要因は、ADR化することにより地域貢献という活動目的の実現可能性が高まると考えるからです。例えば、ADR化することで、当事者は時効中断効などのメリットを得ることができます¹⁰。また、調停前置も緩和されます¹¹。それゆえ、利用可能性は高まる余地がでます。このことは、地域貢献を目的とする我々の活動にとって非常に重要なことです。また、以上のような考えの背景として、すでに述べましたように、岡山大学法科大学院では、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」をキャッチフレーズとし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かでかつ信頼される法曹の育成を目的として掲げ、地域との関連性を重視する点を挙げることもできましょう。

こうしたADR化構想に基づき近時の紛争処理制度をめぐる情勢を見てみますと、民間ADRの認証基準に関する関連政令等が近く公表される予定になっており、また本年秋から総合法律支援法による日本司法支援センターの業務が開始されるなど、紛争処理制度をめぐる状況は、大きな変革期を迎えているといえましょう。そこで、今回、このような情勢を踏まえて、本ネットワークの開設を記念して「専門家ネットワークの役割と展望」と題する公開シンポジウムを別紙要領で開催することに致しました。このシンポジウムでは、本学の実務教育に対する取組みや専門家ネットワークの活動状況を広く紹介するとともに、この変革期において地方の専門職が果たすべき役割、関わり方やADR認証基準を中心に意見交換を行いたいと考えております。

6. 本シンポジウムの目的

以上、岡山大学法科大学院では「理論と実務の架橋」をどのように考え、なぜ専門家ネットワー

クを必要としたのか、専門家ネットワークの活動はどのようなものかについて概要を説明しました。最後に、今回のシンポジウム開催の意義をどのように考えているかを報告したいと思います。

今回のシンポジウムでは、2部制をとっております。第Ⅰ部は、「福祉（介護を含む）サービスをめぐる苦情・紛争の解決における専門家ネットワークの可能性」をテーマとしたものです。このテーマ設定における基本認識は、プログラムの趣旨で説明したものです。つまり、「医療福祉のサービス利用者は、サービス利用に関する問題に限らず、複合的な問題を抱えている場合が多い。しかし、既存の相談窓口・解決窓口は、フォーマル・インフォーマルなものを含め、そのような複合的な問題に対応する仕組みには必ずしもなっておらず、その場合、他の専門職・機関に移送することとなる。しかし、他の専門職・機関との連携にも課題が多く、ときとして相談者（サービス利用者・患者等）は、「たらい回し」の念を抱くことがある。また、サービス事業者・医療機関等の立場からすれば、そのような複合的な問題に対応しうる適切な相談機関自体が十分とは言えない状況にあり、事業者・医療機関等が率直に悩みを相談できる中立的な機関も必要とされている。」というものです。そこで、本学専門家ネットワーク、とくに医療・福祉に特化したネットワークではどのような活動を展開していくべきか、また既存の機関との連携を図りつつ、利用者等や事業者等にとって、「中立的で」「ワンストップ」のサービスを提供し得るためには、どのような点に留意すべきこととなるかを問題提起しながら、議論していきたいと思います。

第Ⅱ部は「専門家ネットワークとそのADR化」をテーマに致しました。

本学専門家ネットワークが、ADR法に基づく認証ADR化をめざしていく方針であることはすでに述べたとおりです。他方、ADR法が制定され、認証基準についての政令等が近く公表されることになっています。また、法テラスなどの新たな専門家サービスの提供も開始される予定です。そこで、ADR化をめざすにあたり、どのような課題があり、いかなる展望を持つべきかを明らかにする必要があると考えるに至り、今回シンポジウムを開催することにしました。今回のシンポジウムではかかる認識の下から、地方の専門職がADRにどのように関わっていくべきか、ADRの組織化と運営をどのように行うか（ADR認証基準との関係）、司法支援センター、行政機関相談窓口などの相談窓口とADRの連携のあり方などの点を中心に議論を進めていく予定です。

このように今回のシンポジウムでは、専門家ネットワークの活動目的の一つである「社会奉仕・貢献」という観点に焦点を当てて、議論を展開していくことを考えております。「社会奉仕・貢献」の実現のために、ADR化にどのように取り組むかは専門家の今後の活動内容とも密接に関わってくるかと思います。また、ADR化に伴うそのサービスの質はどのような変容を余儀なくされるのか、それとも変わらないのか、このシンポで議論されるであろうこれらの観点は直接地域住民の利益に関わってくるように思われます。それゆえ、このシンポジウムの開催自体が今後の地方での社会生活への影響を見据えた形で、議論の場を提供し、情報を発信することになります。それ自体がひとつの社会貢献として意義を有するものと考えています。

午前、午後の議論で実りある議論、情報提供ができればと考えています。

1 岡山大学法科大学院の教育方法の特色として以下の点を挙げることができる。

- (1) 徹底した少人数教育……法曹としての基礎的資質・能力を確実に身に付けさせるため、基幹科目及び実務科目での20名をクラスとするきめ細やかな指導を行う。
- (2) 法科大学院と連携する法律事務所（附属法律事務所－通称－）を中心とした実務教育の充実……これは、IT教育ツールを利用したシミュレーション教育と拠点として「附属法律事務所」での実務実習教育からなり、より効率的かつ実践的な実務教育をめざしたものである。
- (3) 専門家ネットワーク及びネットワーク・セミナーによる多角的・科目横断的授業……これは、総合的判断能力育成と「理論と実務の架橋」のために実施する。例えば、医療・福祉関係では、法以外の分野を含む多様な地域の実務家・研究者が専門家ネットワークを形成し、共同でセミナーを主催し、そこで生の事案を対象に問題発見、理論的・実務的対処を学生とともに検討していく。
- (4) 学習アドバイザー及びIT教育ツールによる指導補助及び自習の支援体制の充実……学生の学習環境を整備し、きめ細かい指導実施のために設けた制度である。
- (5) 重点的教育分野配置……地域に住む人々の生活に目を向け、その生活に密接にかかわる問題の解決に貢献するという観点から、特に①医療・福祉に関する法分野、そして経済発展や企業活動をサポートし、とくに地方の企業法務体制の充実へ貢献していくという観点から、独禁法、社会保障法、知的財産法、倒産処理法、税法等を含む広い意味での②ビジネス法に関する分野である。

今回のシンポジウムでは、(3)、(5)の点が関わってくる。

²司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）Ⅲ 第2 2法科大学院 エ 教育内容及び教育方法参照（ジュリ1208号（2001）215頁以下参照）。

³「理論と実務の架橋」という意味合いも必ずしも具体的ではない。とりあえず、従前の実務と大学などで教える法理論とがあまりにかけ離れていたことの反省のもと、現実の事例を意識したうえで、理論的検討を加える一方で、理論構成を考慮しつつ、現実の事件への対応を探索していく形で、両者の融合を図るという意味合いで把握しておくことにしたい。

⁴このための手段として、岡山大学法務研究科では、IT教育ツールを活用している。本学のIT教育ツールについての詳細は、後掲資料①「岡山大学法科大学院におけるIT教育ツールについて」参照。

⁵岡山大学法務研究科の実務教育の特色については、後掲資料②「岡山大学法務研究科における実務教育の特色」参照。

⁶附属法律事務所構想は、以下のような認識の下、この構想は立ち上げた。なお、附属法律事務所という通称については、学内及び岡山弁護士会内では「附設法律事務所」としている。しかし、対外的には、これまで附属法律事務所と呼んできた経緯もあり、本稿及び後掲資料では従来通り、この通称を使用する。

まず、有効な効用ある教育を実施するには、きめ細やかな指導が不可欠であるとの認識である。さらに、より効率的に教育を実施するのは、大学内に実習の場があることが必要であるとの認識である。というのは、ロースクールの授業はかなりタイトなスケジュールとなっているため、協力事務所へ出向する形をとることは学生の授業選択に多大な影響を及ぼす可能性があること、また、実習後のアフターフォローを考えると、迅速かつきめ細やかな対応が可能な大学内での実習が望ましいと、考えられるからである。これが、第一の目的となってくる。

次に、教員の確保・研修などの観点からも附属事務所構想が出てくる。とくに、地方特有の重大問題となってくると思われたのが、実務家専任教員の確保問題である。地方では、まだ個人事務所形態が中心で、専任教員となるためには、事務所をたたむ場合が想定される。しかし、任期終了後受け入れ先がないと、専任教員の希望者は減少するであろうし、その確保は難しいものとなる。さらに、実務家教員は実務からまったく離れるというより、継続して実務に携わっている形が望ましい。そのためには、実務業務を継続でき、受入先ともなりうる場が必要となる。また、研究者教員も法科大学院では実務をまったく知らないというわけにはいかない。第三者評価でも教員研修は評価項目のひとつとなっている。だとすれば、かかる教員の研修の場の確保も必要となる。かかる認識から、第二の目的が出てくる。

最後に、法科大学院の地域貢献・社会奉仕という観点も、附属事務所構想につながった。これは、米国のロースクールにおけるクリニック教育が貧困者へのリーガルサービスの提供というプロボノ活動から出発したように、そもそもかかる教育が社会奉仕などの公共活動への意識を高める点にその目標を置いている関係で、学生及び教

員にそうした意識を有してもらい、あるいはその動機付けになる仕組みを考える必要がでてくる。そして、そのことは岡山大学法務研究科の教育理念とも重なり、さらには、岡山大学自体としても目標として掲げる地域貢献にもつながる。かかる活動の拠点という意味で附属事務所構想がでてくるわけである。こうした観点は、弁護士会の設置した公設事務所の理念と一致してこよう。また、附属事務所構想は、これまで研究のみに目が向いていた教員の多様な専門知識を外に向かって発信し、地域社会に貢献するよい機会となりうるとも考えた。つまり、法学系の産学連携版として、大学の有する高度で多様な法制的リソースを結びつけることで、これまでの法律事務所ではできなかった総合的なリーガル・サービスの提供が可能となるのではないかと考えたわけである。これが、第三の目的となった。

法務研究科は、平成17年3月、大学構内に岡山リーガルクリニックいちよう並木法律事務所を設置した。諸般の事情から、この法律事務所は、当初の構想の第一目的を中心に構築されたものである。将来的には、当初の目的を達成すべく、創意工夫していく予定である。なお、附属法律事務所の説明については、後掲資料③「岡山リーガルクリニックいちよう並木法律事務所設置に関する趣旨説明」参照。

⁷もう一つの重点教育領域は、ビジネス法関係である。これは、地域経済の発展や取引の国際化にともなう法的需要への対応という観点から、税法・倒産法等を含む広義のビジネス法分野において専門的知見・能力を有し、地域経済社会の法化に資する法曹を輩出することを目的とする。

⁸岡山大学法科大学院専門家ネットワークの活動内容については、後掲資料④「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」の目的・活動内容」参照。また規約については同資料⑤参照。

⁹ADR法（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号））に関しては、内堀宏達「ADR法概説とQ&A」別冊NBL101号、小林徹「裁判外紛争処理促進法」（商事法務・2005）など参照。

¹⁰ADR法（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号））25条参照。

¹¹ADR法27条参照。